

公益社団法人全国大学保健管理協会国際連携委員会規則

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会に定款第38条の規定に基づき国際連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際連携の企画並びに立案に関する事。
- (2) 海外の大学保健管理団体等との国際連携に関する事。
- (3) 海外の大学保健管理団体等との人材交流に関する事。
- (4) その他国際連携に関する事。

第3条 委員会は、委員長が必要と認める者若干名で組織する。ただし、理事1名、評議員1名を含むものとする。

- 2 委員は、委員長が選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員長は、代表理事が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第7条 委員会において特別な経費を必要とする場合は、代表理事に請求することができる。

第8条 委員会は、審議事項について、必要に応じ理事会に具申するものとする。

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成25年5月8日から施行する。